

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書
漁業補助金に関する協定

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書

漁業補助金に関する協定

世界貿易機関の加盟国は、

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「世界貿易機関協定」という。）第十条1の規定に従って採択された閣僚会議の決定（文書番号WT/MIN（二二）/三三―WT/L/一一四四）を考慮して、ここに、次のとおり協定する。

- 1 この議定書が4の規定に従って効力を生ずる時に、世界貿易機関協定附属書一Aについては、補助金及び相殺措置に関する協定の次にこの議定書の附属書に規定する漁業補助金に関する協定を加える。
- 2 留保は、この議定書のいかなる規定についても付することができない。
- 3 この議定書は、加盟国による受諾のために開放しておく。
- 4 この議定書は、世界貿易機関協定第十条3の規定に従って効力を生ずる（注）。

注 世界貿易機関協定第十条3の規定に基づく受諾の数を算定するため、欧州連合による欧州連合及び欧州連合加盟国に関する受

諾書については、世界貿易機関の加盟国である欧州連合加盟国の数に等しい数の加盟国による受諾として算入する。

5 この議定書は、世界貿易機関事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、各加盟国に対し、この議定書の認証謄本及び3の規定によるこの議定書の受諾に関する通告書を速やかに送付する。

6 この議定書は、国際連合憲章第二百二条の規定に従って登録する。

二千二十二年六月十七日にジュネーブで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

附属書

漁業補助金に関する協定

第一条 適用範囲

この協定は、補助金及び相殺措置に関する協定^{1.1}に規定する補助金であつて、同協定第二条に規定する特定性を有するもののうち、海洋における野生の捕獲漁業及び海上における漁獲関連活動に対して交付されるものについて適用する（注1、注2、注3）。

注1 養殖及び内水面漁業は、この協定の適用範囲から除外する。

注2 漁業協定に基づく政府間の支払は、この協定に規定する補助金とはみなさない。

注3 この協定の適用上、補助金は、関係する船舶の国籍若しくは登録又は当該補助金を受ける者の国籍にかかわらず、当該補助金を交付する加盟国に起因するものとする。

第二条 定義

この協定の適用上、

- (a) 「魚類」とは、加工されたか否かを問わず、海洋生物資源の全ての種をいう。
- (b) 「漁獲」とは、魚類を探索し、引き寄せ、探知し、若しくは採捕すること又は魚類を引き寄せ、探知し、若しくは採捕する結果になると合理的に予想し得る活動をいう。
- (c) 「漁獲関連活動」とは、漁獲を補助し、又は準備するための作業（従前に港に陸揚げされていない魚類の陸揚げ、包装、加工、転載又は輸送並びに海上における人員、燃料、漁具及び他の物品の提供を含む。）をいう。
- (d) 「船舶」とは、漁獲又は漁獲関連活動のために使用され、使用されるために装備され、又は使用されることを目的とするあらゆる種類の船舶をいう。
- (e) 「運航者」とは、船舶の所有者又は船舶に責任を有し、若しくはこれを指揮し、若しくは管理する者をいう。

第三条 違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業に寄与する補助金（注）

注 「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業」（以下「IUU漁業」という。）とは、二千一年に国際連合

食糧農業機関（以下「FAO」という。）によって採択された違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防

止し、抑止し、及び排除するための国際行動計画の3に定める活動をいう。

3.1 いかなる加盟国も、IUU漁業又はIUU漁業を補助する漁獲関連活動に従事する船舶又は運航者

(注) に対する補助金を交付し、又は維持してはならない。

注 この条の規定の適用上、「運航者」とは、IUU漁業に係る違反が生じた時点における前条(e)に定義する運航者をいう。IU

U漁業に従事する運航者に対する補助金の交付又は維持の禁止は、漁獲及び海上における漁獲関連活動に対する補助金について適用する。

3.2 3.1の規定の適用上、船舶又は運航者は、次のいずれかによりIUU漁業に従事している旨の肯定的な決

定が行われた場合には、IUU漁業に従事しているものとする(注1、注2)。

注1 この条のいかなる規定も、加盟国に対し、IUU漁業に係る調査を開始し、又はIUU漁業に係る決定を行う義務を負わせるものと解してはならない。

注2 この条のいかなる規定も、IUU漁業に係る決定を行うに当たり、この3.2に掲げる主体の関連する国際文書に基づく権限に影響を及ぼし、又は当該主体に対して新たに権利を付与するものと解してはならない。

(a) 沿岸国である加盟国の管轄の下にある水域における活動については、当該沿岸国である加盟国

- (b) 旗国である加盟国の旗を掲げる船舶による活動については、当該旗国である加盟国
- (c) 関連する地域的な漁業管理のための機関又は枠組み（以下「地域漁業管理機関」という。）の権限の下にある水域かつその権限の下にある種については、当該地域漁業管理機関。ただし、当該地域漁業管理機関の規則及び手続並びに関連する国際法に従うこと（適時の通報及び関連する情報の提供を行うことを含む。）を条件とする。

- 3.3 (a) 3.2 に規定する肯定的な決定（注）とは、船舶又は運航者がIUU漁業に従事したことについての加盟国による最終的な認定又は地域漁業管理機関による一覧表への最終的な掲載をいう。

注 この条のいかなる規定も、IUU漁業に係る決定を遅延させ、又は当該決定の有効性若しくは実施可能性に影響を及ぼすものと解してはならない。

- (b) 3.2 (a) の規定の適用上、3.1 に規定する禁止は、沿岸国である加盟国による決定が関連する事実関係の情報に基づくものであり、かつ、当該沿岸国である加盟国が旗国である加盟国及び判明しているときは補助金を交付している加盟国に対して次の事項を提供した場合に、適用する。
 - (i) 船舶若しくは運航者がIUU漁業に従事したことに関する更なる調査が行われるまでの間一時的に

抑留されていること又は当該沿岸国である加盟国がIUU漁業に関する調査を開始したことについての適当な経路を通じて行われる適時の通報（関連する事実関係の情報、適用される法令及び行政上の手続その他関連する措置への言及を含む。）

(ii) 最終的な決定に当たり関連する情報を考慮することができるようにするための当該決定に先立つ当該情報を交換する機会（注）。当該沿岸国である加盟国は、当該情報の交換を行うべき方法及び期間を特定することができる。

注 例えば、これには、旗国である加盟国又は補助金を交付している加盟国の要請があった場合には、対話及び書面による情報交換の機会を含めることができる。

(iii) 最終的な決定及び適用する制裁（該当する場合には、当該制裁の期間を含む。）の通報沿岸国である加盟国は、9.1に規定する委員会（この協定において「委員会」という。）に対して肯定的な決定を通報する。

3.4 補助金を交付している加盟国は、3.1に規定する禁止の適用期間を設定する場合には、船舶又は運航者によって行われるIUU漁業の性質、重大性及び繰返しを考慮する。3.1に規定する禁止は、少なくとも禁止

の原因となった決定により生ずる制裁（注）が有効である期間又は少なくとも地域漁業管理機関が船舶若しくは運航者を一覧表に掲載している期間のうち、いずれか長い方の期間適用する。

注 制裁の終了は、3.2に規定する決定を行った当局の法令又は手続によるものとする。

3.5 補助金を交付している加盟国は、8.3の規定に従い、3.1の規定に従ってとる措置を委員会に通報する。

3.6 寄港国である加盟国が自国の港にある船舶がIUU漁業に従事したと信ずるに足りる明白な根拠を有することを補助金を交付している加盟国に通報する場合には、当該補助金を交付している加盟国は、受領した情報を十分に考慮し、及びその補助金について適当と認める措置をとる。

3.7 加盟国は、3.1に規定する補助金（この協定が効力を生ずる時に存在する補助金を含む。）を交付せず、又は維持しないことを確保するための法令又は行政上の手続を有するものとする。

3.8 開発途上加盟国（後発開発途上加盟国を含む。）が交付し、又は維持する排他的経済水域までの水域（排他的経済水域を含む。）における補助金は、この協定の効力発生の日から二年間、3.1及び第十条の規定の適用の対象から除外される。

第四条 濫獲された資源に関する補助金

4.1 いかなる加盟国も、濫獲された資源に関する漁獲又は漁獲関連活動に対する補助金を交付し、又は維持してはならない。

4.2 この条の規定の適用上、漁獲が行われる場所を管轄する沿岸国である加盟国により、又は関連する地域漁業管理機関の権限の下にある水域かつその権限の下にある種については当該地域漁業管理機関により、入手可能な最良の科学的証拠に基づいて魚類資源が濫獲されていると認められる場合には、当該魚類資源は、濫獲されているものとする。

4.3 4.1の規定にかかわらず、加盟国は、生物学的に持続可能な水準（注）に資源を回復させるために4.1に規定する補助金又はその他の措置を実施する場合には、当該補助金を交付し、又は維持することができる。

注 この4.3の規定の適用上、生物学的に持続可能な水準とは、最大持続生産量、漁業に関する入手可能なデータに応じた他の基準値等を用いて、漁獲若しくは漁獲関連活動が行われる水域に対する管轄権を有する沿岸国である加盟国により、又は関連する地域漁業管理機関の権限の下にある水域かつその権限の下にある種については当該地域漁業管理機関により決定される水準をいう。

4.4 開発途上加盟国（後発開発途上加盟国を含む。）が交付し、又は維持する排他的経済水域までの水域

(排他的経済水域を含む。)における補助金は、この協定の効力発生の日から二年間、4.1及び第十条の規定の適用の対象から除外される。

第五条 その他の補助金

5.1 いかなる加盟国も、沿岸国である加盟国又は沿岸国である非加盟国の管轄の外かつ関連する地域漁業管理機関の権限の外で行われる漁獲又は漁獲関連活動に対する補助金を交付し、又は維持してはならない。

5.2 加盟国は、当該加盟国の旗を掲げていない船舶に対する補助金を交付する場合には、特別の注意を払い、及び妥当な自制を行う。

5.3 加盟国は、状態が不明である資源に関する漁獲又は漁獲関連活動に対する補助金を交付する場合には、特別の注意を払い、及び妥当な自制を行う。

第六条 後発開発途上加盟国に関する特別規定

加盟国は、後発開発途上加盟国に係る問題を提起することについて妥当な自制を行うものとし、解決を検討する場合において、当該後発開発途上加盟国の個別の事情があるときは、これを考慮する。

第七条 技術援助及び能力の開発

開発途上加盟国（後発開発途上加盟国を含む。）に対する対象となる技術援助及び能力の開発に関する援助は、この協定に基づく規律の実施のために提供される。これらの援助を支援するため、FAO、国際農業開発基金等の関連する国際機関と協力して、世界貿易機関の任意の資金供与の仕組みを設置する。当該仕組みに対する世界貿易機関の加盟国の拠出金は、任意の拠出のみによるものとし、通常予算の財源を利用してはならない。

第八条 通報及び透明性

8.1 加盟国は、補助金及び相殺措置に関する協定第二十五条の規定の適用を妨げることなく、漁業補助金に関する通報を強化し、及び促進し、並びに漁業補助金に関する約束の実施につき一層効果的な監視を可能とするため、次のことを行う。

(a) 補助金及び相殺措置に関する協定第二十五条の規定に基づく漁業補助金に関する加盟国の定期的な通報の一部として、補助金が交付される漁獲活動の種類の情報を提供すること（注1、注2）。

(b) 補助金及び相殺措置に関する協定第二十五条の規定に基づく漁業補助金に関する加盟国の定期的な通報の一部として、可能な限り、次の情報を提供すること（注1、注2）。

注1 この8.1の規定の適用上、加盟国は、補助金及び相殺措置に関する協定第二十五条の規定に基づいて必要とされる全ての情報であつて、補助金及び相殺措置に関する委員会が使用する質問表（例えば、文書番号G/SCM/六/Rev.一）に記載されたものに加えて、これらの情報を提供する。

注2 後発開発途上加盟国及び最新の公表されたFAOのデータに基づく海洋における捕獲総量に占める年間の割合（世界貿易機関事務局が送付するもの）が〇・八パーセントを超えない開発途上加盟国については、この(a)及び(b)に規定する追加の情報に関する通報を四年ごとに行うものとすることができる。

- (i) 補助金が交付される漁業における魚類資源の状態（例えば、濫獲された状態、漁獲が最大限に持続可能な方法で行われている状態、漁獲が十分に行われていない状態）及び使用した基準値並びに当該魚類資源が他の加盟国と共有されているか否か（注）又は地域漁業管理機関によつて管理されているか否かについての情報

注 「共有の資源」とは、二以上の沿岸国である加盟国の排他的経済水域内に又は排他的経済水域内及び当該排他的経済水域に接続する水域内の双方に存在する資源をいう。

- (ii) 関連する魚類資源についてとられている保存管理措置

(iii) 補助金が交付される漁業における船団の能力

(iv) 補助金から利益を得ている漁獲に係る船舶の名称及び識別番号

(v) 補助金が交付される漁業における種ごと又は種類群ごとの漁獲量のデータ（注）

注 加盟国は、複数種漁業については、これに代えてその他の関連する利用可能な漁獲量のデータを提供することができる。

8.2 加盟国は、毎年書面により、IUU漁業に従事したと肯定的に決定した船舶及び運航者の一覧表を委員会に通報する。

8.3 加盟国は、この協定の効力発生の日から一年以内に、この協定の実施及び運用を確保するための既存の措置又はそのためにとられた措置（第三条から第五条までに規定する禁止を実施するための措置を含む。）を委員会に通報する。加盟国は、また、これらの措置のその後のあらゆる変更及び第三条に規定する禁止を実施するための新たな措置について速やかに委員会に通報する。

8.4 加盟国は、この協定の効力発生の日から一年以内に、この協定に関連を有する自国の漁業に関する制度の概要（自国の法令及び行政上の手続への言及を含む。）を委員会に提供するとともに、当該制度のその後のあらゆる変更を速やかに委員会に通報する。加盟国は、これらの情報を記載する加盟国の又はその他

の適当な公式のウェブ・ページの最新の電子的なリンクを委員会に提供することによりこの義務を履行することができる。

8.5 加盟国は、この条の規定に基づく通報及び提供される情報に関する追加の情報を当該通報を行う加盟国に要請することができる。当該通報を行う加盟国は、できる限り速やかに、書面により、かつ、包括的な態様で、その要請に応ずるものとする。加盟国は、他の加盟国がこの条の規定に基づく通報又は情報の提供を行っていないと認める場合には、当該他の加盟国又は委員会の注意を喚起することができる。

8.6 加盟国は、この協定が効力を生ずる時に、書面により、自国が参加国である地域漁業管理機関について委員会に通報する。この通報は、少なくとも、当該地域漁業管理機関を設立する法的文書、当該地域漁業管理機関の権限の下にある水域及び種、管理する魚類資源の状態に関する情報、当該地域漁業管理機関による保存管理措置の概要、当該地域漁業管理機関によるIUU漁業に係る決定を規律する規則及び手続並びに当該地域漁業管理機関がIUU漁業に従事したと決定した船舶又は運航者の最新の一覧表から成る。この通報は、個々に又は加盟国の集団によって行うことができる（注）。これらの情報のあらゆる変更を速やかに委員会に通報する。委員会の事務局は、この条の規定に従って通報される地域漁業管理機関の一

覧表を保管する。

注 この義務は、これらの情報を記載する当該通報を行う加盟国の又はその他の適当な公式のウェブ・ページの最新の電子的なり
ンクを提供することにより履行することができる。

8.7 加盟国は、措置の通報が(a)千九百九十四年のガット、補助金及び相殺措置に関する協定若しくはこの協定の下における当該措置の法的地位、(b)補助金及び相殺措置に関する協定の下で当該措置がもたらす影響又は(c)当該措置自体の性格を予断するものではないことを認める。

8.8 この条のいかなる規定も、秘密の情報の提供を求めるものではない。

第九条 制度上の措置

9.1 この協定により、各加盟国の代表で構成する漁業補助金に関する委員会を設置する。委員会は、議長を選出するものとし、少なくとも年二回会合するほか、この協定の関連規定の定めるところによりいずれかの加盟国の要請に基づき会合する。委員会は、この協定に基づく任務又は加盟国により与えられた任務を遂行するものとし、この協定の実施又はこの協定の目的の達成に関する事項について協議する機会を加盟国に与える。世界貿易機関事務局は、委員会の事務局として行動する。

9.2 委員会は、少なくとも二年ごとに、第三条、前条及びこの条の規定に従って提供された全ての情報を検討する。

9.3 委員会は、この協定の目的を考慮して、毎年この協定の実施及び運用について検討する。委員会は、検討の対象となった期間における状況について毎年物品の貿易に関する理事会に報告する。

9.4 委員会は、この協定の効力発生の日の後五年以内に、及びその後は三年ごとに、この協定の運用を改善するために必要なあらゆる変更を特定するため、この協定の目的を考慮して、この協定の運用について検討する。委員会は、適当な場合には、特にこの協定の実施により得られた経験を考慮して、この協定を改正する提案を物品の貿易に関する理事会に提出することができる。

9.5 委員会は、FAO及び漁業管理の分野における他の関連する国際機関（関連する地域漁業管理機関を含む。）と緊密な連絡を維持する。

第十条 紛争解決

10.1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、紛争解決了解によって詳細に定められて適用される千九百九十四年のガット第二十二條及び第二十三條の規定は、この協定に係る協議及び紛争解決について準用

する（注）。

注 千九百九十四年のガット第二十三条1(b)及び(c)又は紛争解決了解第二十六条の規定は、この協定に係る紛争解決については、準用せず、又は適用しない。

10.2 補助金及び相殺措置に関する協定第四条の規定（注）は、10.1の規定の適用を妨げることなく、第三条から第五条までの規定に係る協議及び紛争解決について適用する。

注 この条の規定の適用上、補助金及び相殺措置に関する協定第四条に規定する「禁止される補助金」とは、第三条から第五条までに規定する禁止の対象となる補助金をいう。

第十一条 最終規定

11.1 第三条及び第四条に規定する場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、加盟国が災害（注）に係る救済のための補助金を交付することを妨げるものではない。ただし、当該補助金が次の全ての要件を満たすことを条件とする。

注 この11.1の規定は、経済上又は金融上の危機については、適用しない。

(a) 特定の災害に係る救済に限定すること。

(b) 影響を受けた地理的区域に限定すること。

(c) 一定の期限を付すること。

(d) 復興に関する補助金の場合には、影響を受けた漁業又は船団を災害の前の水準に回復させることに限定すること。

11.2 (a) この協定（この協定に関する認定、勧告及び判断を含む。）は、領土に関する主張又は海洋の境界画

定に関して法的な影響を及ぼすものではない。

(b) 前条の規定に従って設置される小委員会は、領土又は海洋の境界画定に関する主張に基づいて認定を行うことを当該小委員会に要求する主張については、認定を行わない（注）。

注 この制限は、紛争解決了解第二十五条の規定に従って設置される仲裁人についても、適用する。

11.3 この協定のいかなる規定も、国際法（海洋法（注）を含む。）に基づく加盟国の管轄権、権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならず、又はそれらに影響を及ぼす態様で適用してはならない。

注 地域漁業管理機関の規則及び手続を含む。

11.4 この協定のいかなる規定も、別段の定めがある場合を除くほか、加盟国が参加国若しくは協力的な非参

加国ではない地域漁業管理機関の措置若しくは決定に拘束され、又は当該地域漁業管理機関を承認することを意味するものではない。

11.5 この協定は、補助金及び相殺措置に関する協定に定める権利又は義務を修正し、又は無効にするものではない。

第十二条 包括的な規律が採択されない場合における協定の終了

この協定が効力を生じてから四年以内に包括的な規律が採択されない場合には、一般理事会が別段の決定を行わない限り、この協定は、直ちに終了する。

